

町税納期限 納税は便利な口座振替をご利用ください。

9月30日(月)

- 固定資産税 ③期
- 国民健康保健税 ③期
- 介護保険料 ③期
- 後期高齢者医療保険料 ③期

全てコンビニで納付ができます。

課税内容に関する問い合わせ 町税務課課税グループ ☎73-7505 納税に関する相談 町税務課収納グループ ☎73-7506

くらし

特定疾患などの患者に通院費を助成します

◆対象

特定疾患の治療や人工透析のため通院（合併症による町外の医療機関への通院を含む）されている方

◆助成内容

通院費の一部を助成

◆申請受付

平成31年4月～令和元年9月分（上期分）の申請

◆必要書類

申請書、印鑑、通院証明書
※北海道特定疾患治療研究事業実施要綱による医療受給者証の交付を受けている方は、通院証明書の代わりに病院で発行する領収書の提出による申請が可能です。

◆申請期限

10月9日(水)

◆申請先・問い合わせ

町福祉課福祉・子育てグループ
☎2222

発達・療育支援が必要なお子さんの医療費などを助成します

○医療費の助成

◆対象

町内在住の児童

◆助成内容

療育または発達支援を目的とした医療機関への通院に係る児童の医療費

○申請受付

（道立子ども総合医療・療育センター（コドモックル）その他の医療機関）

※各医療費（重度心身障がい者ひとり親家庭、子ども医療など）の助成を受けている方は除きます。

○児童通所支援事業利用料金の助成

◆対象

児童通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）利用者

◆助成内容

・町内事業所（町子ども発達サポートセンター含む）利用料金の全額を助成
・町外事業所利用料金の1/2を助成

○交通費の助成

◆対象

町外の医療機関および児童通所支援事業所を利用し、前期

の助成の対象となる児童および保護者

◆助成内容

公共交通機関を利用した際の児童および保護者1人分の最低運賃の1/2を助成

※他の割引制度を利用した場合は、制度利用後の運賃の1/2を助成します。

◆申請受付

平成31年4月～令和元年9月分（上期分）の申請を受け付けます。申請に必要な書類など詳しくはお問い合わせください。

◆申請期限

10月18日(金)

◆申請先・問い合わせ

町福祉課福祉・子育てグループ
☎2222

精神に障がいのある方の通所に係る交通費を助成します

◆対象

町内に住所を有し居住している精神に障がいのある方（発達障がいを含む）

◆助成内容

次に挙げる町外の障がい福祉サービス事業所等への通所に係る交通費助成

（該当事業所）

- ・自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を行う事業所
- ・地域活動支援センター事業を行う事業所
- ・その他精神に障がいのある方の社会参加を促進する事業を行う事業所など

（助成額）

- ・公共交通機関を利用した際の最低運賃の1/2を助成
- ・定期乗車券を利用している場合は1日当たりの乗車料金の通所日数を乗じた額の1/2を助成

※身体障がい者手帳または療育手帳をお持ちの方、生活保護受給者は対象になりません。

※事業所の送迎を利用している場合は対象になりません。

◆申請受付

平成31年3月～令和元年8月分（上期分）の申請を受け付けます。申請に必要な書類など詳しくはお問い合わせください。

◆申請期限

9月27日(金)

◆申請先・問い合わせ

町福祉課福祉・子育てグループ
☎2222

特殊詐欺被害防止のための留守番電話設定を承ります

特殊詐欺被害に遭わないためには犯人と会話をしないことが大切です。在宅時でも常に留守番電話機能を設定しておき、相手を確認してから電話に出るようにすると、犯人と話さずに済みます。

栗山警察署では、警察官が留守番電話の設定およびメッセージの吹き込みを行う出前サービスを行っていますので、留守番電話の設定が分からない、または留守番電話メッセージの録音方法が分からないといった方（高齢者など）はお問い合わせください。

◆問い合わせ

栗山警察署生活安全課
☎20110

改正健康増進法（受動喫煙対策）

平成30年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。法改正によって今後ほとんどの施設が原則屋内禁煙になり、たばこを吸わない方が受動喫煙にあう機会は大きく減少すると考えられます。今後も、より一層の健康リスクの低減に向けた整備が

進められます。

◆改正内容

- ①学校・医療機関・児童福祉施設・行政機関の庁舎が、7月から原則敷地内禁煙（必要な措置が取られた場合に限り、屋外に喫煙所の設置が可能）
- ②一般の会社・工場・飲食店・遊技場などが、令和2年4月から原則屋内禁煙

- ・類型・場所ごとに所定の要件に適合すれば各種喫煙室の設置が可能
- ・喫煙可能な設備を持った施設に、指定された標識の掲示を義務付け
- ・20歳未満の方（従業員含む）は喫煙が目的でなくても、喫煙エリアに立ち入り禁止

※令和2年4月の全面施行までは、施設により、喫煙室の設備や標識の掲示などが完備されていない可能性がります。

◆問い合わせ

岩見沢保健所
企画総務課企画係
☎012620116
FAX012622514
厚生労働省ホームページ
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

国民年金

「一部免除を受けたときは残りの保険料の納付を忘れずに！」

国民年金の保険料には、本人・世帯主・配偶者の前年の所得が一定以下の場合、申請して承認されると納付が免除される制度があります。

一部免除を受けた残りの保険料は必ず納めなければなりません。納めていない期間は未納扱いとなりますのでご注意ください。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
免除額	16,410円	12,310円	8,200円	4,100円
保険料	0円	4,100円	8,210円	12,310円

【問い合わせ】住民保健課住民グループ ☎73-7509



令和元（2019）年度
 栗山町ふるさと応援寄附金
 4/1～7/31 までの総数 5,526 件
79,356,254 円
 【問い合わせ】
 町経営企画課地域政策グループ ☎73-7502

栗山町ふるさと応援寄附金への
 ご厚意ありがとうございます。

くらし

食品表示法の経過措置終了

平成27年4月1日から加工食品への栄養成分表示が義務化され、一般用の加工食品には新たに、食品単位（100g、1食分など）あたりの熱量・たんぱく質・脂質・炭水化物・食塩相当量の5項目の表示が必須となりました。経過措置の終了が令和2年3月31日までとなっていますので、経過措置の終了までに速やかな表示の切り替えに努めてください。

なお、表示可能面積が小さいもの（約30cm²以下）、酒類、栄養の供給源としての寄与が小さいものや、小規模事業者が販売するもの（スーパーなど小規模でない事業者を介して販売する場合を除く）などは省略が認められます。

問い合わせ

岩見沢保健所
 企画総務課企画係
 ☎0126②0116
 北海道保健福祉部
 健康安全局地域保健課
 ☎011（231）4111
 北海道庁ホームページ「栄養

くらし

「消費税軽減税率制度に関する説明会」を開催します

◆内容
 ①軽減税率制度（軽減対象品目、帳簿・請求書などの記載方法、税額計算など）の概要
 ②適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要
 ③軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について

◆対象
 全ての事業者

や健康等の表示について」
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/syokuhinhyouji.htm>

ダニにご注意ください

春から秋にかけて、農作業・キャンプ・ウォーキングなど、山や草むらで活動する機会が多くなりますが、ダニは民家の裏庭や裏山・畑・あぜ道など身近なところに生息しています。

ダニに咬まれることで、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）

- ・ダニ媒介脳炎
- ・ライム病
- ・つつが虫病
- ・日本紅斑熱

などに感染することがあります。野外ではマダニを見つけたら、速く取り除くため、明るい色の服を着用し、腕・足・首などは、肌の露出を少なくしましょう。

問い合わせ

ダニに咬まれた時は無理に引き抜こうとせず、体調の変化に気を付けて、発熱などがあつた時は皮膚科などの医療機関で診察を受けましょう。

日時

9月2日(月)、5日(木)、6日(金)
 午前10時～11時
 午後2時～3時

場所

岩見沢税務署 2階会議室
 (岩見沢市2条東4丁目5番地1)

問い合わせ

岩見沢税務署 総務課
 ☎0126（51）1009

自殺予防週間パネル展

9月10日は世界自殺予防デーです。国では、毎年9月10日からの1週間を「自殺予防週間」として定めています。岩見沢保健所では本週間に併せて、うつ病や自殺予防に係る普及啓発を目的としたパネル展を開催します。

日時

9月10日(火)～16日(祝)
 午前9時～午後7時半

場所

であえーる岩見沢 2階 ひなた広場

内容

①パネルの展示（15枚）
 ・北海道の自殺の現状、うつ病などの精神疾患と自殺
 ・うつ病のサインや症状

岩見沢保健所
 健康推進課保健係
 ☎0126②0115

全国労働衛生週間

それぞれの職場で、健康保持増進についての意識を高め、その取り組みを前進させましょう。

スローガン

健康づくりは 人づくり
 みんなでつくる 健康職場

期間

準備期間
 9月1日(日)～30日(月)
 本期間
 10月1日(火)～7日(月)

問い合わせ

岩見沢労働基準監督署（第三方面）
 ☎0126②4490

10月1日から年金生活者支援給付金制度が始まります

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。給付金を受け取るには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日

本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象

○老齢年金を受給している方
 以下の要件を全て満たしている必要があります。

- ・65歳以上
 - ・請求書の世帯全員の市町村民税が非課税
 - ・前年の年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下
 - 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
- 以下の要件を満たしている必要があります。

請求手続き

- ①平成31年4月1日以前から年金を受給している方
 対象となる方には、9月上旬以降、本年金機構から請求手続きのご案内が届きます。同封のハガキに記入し、お早めに返送してください。
 - ②これから年金の請求手続きをする方
 年金の請求手続きを行う際に、給付金の請求手続きをしてください。
- ※平成31年4月2日以降に年金の請求手続きをした方は、

木の城たいせつ大感謝祭・花火

9月23日(祝) 11:00～19:00
 (花火打ち上げは18:30を予定)

【場所】
 木の城栗山工場敷地内(旭台)
 【問い合わせ】
 株式会社木の城たいせつ ☎011-781-7310

お詫び

広報くりやま8月号に掲載しました内容の一部誤りがありました。お詫びして訂正します。

◆9ページ
 こんにちは！町史編さん室です(第2段落7行目)

誤 今井栄作書
 正 今井永作書

すべての相談の相談料が無料になりました。

相談予約ダイヤル
0126-33-8373
 平日 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)

あなたの悩みに
 コタエを出します
 札幌弁護士会 南空知法律相談センター

赤い羽根 共同募金キャンペーン事業

秋まつり期間を「赤い羽根共同募金キャンペーン期間」として、募金協力いただいた方に赤い羽根のステッカーと赤い羽根ピンバッジをお渡しします。
 皆様のご理解とご協力をお願いします。
 赤い羽根ピンバッジは募金 100 円からお渡しします。

9月18日(水)
 継立神社祭典会場

9月24日(火)～26日(木)
 栗山天満宮例大祭会場

【問い合わせ】栗山町共同募金委員会事務局（町社会福祉協議会内） ☎ 72-1322



募集

栗山町都市計画審議会委員

令和元年11月10日をもって委員の任期が満了となり、次期委員を募集します。

内容

都市計画を決定する場合の事前審議、都市計画に関する事項について調査審議など
 ※年2回程度の会議を予定しています。

（平日の昼間開催、1回につき報酬4000円）

任期

令和元年11月11日～令和3年11月10日（2年間）

公募委員数

1人（総委員数8人）

応募資格

町内に在住、在勤、または在学されている満18歳以上の方（3機関以上の審議会・委員会委員の方は不可）

応募方法

専用の申込書に記入し提出（郵送・FAX・電子メール可）。様式は町ホームページからダウンロード可

選考方法

申込書による書類選考および

面談

応募期間

9月2日(月)～20日(金)

申込先・問い合わせ

町建設課技術グループ
 ☎ 7513
 FAX 6355
 メール gjitsu-g@town.kuriyama.hokkaido.jp

令和2年度

南空知消防組合消防職員募集

採用予定人員

- 消防署（栗山） 2人
- 由仁支署 1人
- 長沼支署 1人
- 南幌支署 1人

採用条件

- 救急救命士資格取得者（令和2年3月資格取得見込み者含む）で平成9年4月2日以降に生まれた者
- ※採用内定後救急救命士の資格を取得できない場合は、内定を取り消すこともあります。
- 心身強健で、視力両眼で0.8以上・左右各0.5以上（眼鏡可）および聴力が正常な者
- 採用時普通自動車免許1種取得者（見込み含む）で、勤務地に居住できる者

・採用時に大型自動車免許を取得していない者は採用後、大型自動車免許取得条件に達した後、同免許を取得すること※次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・日本国籍を有しない者
- ・地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する者

提出書類

- 履歴書・卒業証明書（見込み含む）・学業成績書・健康診断書 自動車運転免許証（写）・救急救命士資格取得者（写）・消防職員採用候補者勤務希望地申出書
- ※履歴書・健康診断書・消防職員採用候補者勤務希望地申出書は、南空知消防組合指定用紙を使用してください。

申込期限

9月27日(金)（締切日必着）

1次試験

- 日時 10月20日(日) 午前9時～午後3時予定
- 場所 南空知消防組合消防本部
- 科目 一般教養・作文・適性検査・体力測定
- ※2次試験（面接試験）は11月

講習

赤十字救急法基礎講習会・救急員養成講習会

急病人やけが人に正しく応急手当ができる知識と技術を身につけるための、日常で役立つ講習会を開催します。

場所

総合福祉センター「しゃるる」各20人

定員

各20人

基礎講習会

10月13日(日)

日時

午後0時半～4時半

対象

満15歳以上の方

受講料

1500円

申込期限

10月2日(木)

※講習会当日、検定を行い合格

された方に「赤十字救急法基礎講習修了者認定証」を交付します。この認定証は5年間有効で当講習会を受講することにより更新されます。

救急員養成講習会

日時

10月20日(日)・27日(日) 午前8時45分～午後4時半

対象

救急法基礎講習を修了し認定された満15歳以上の方
 ※過去に救急法基礎講習を終了し認定された方も申し込みを受け付けます。

受講料

1700円

申込期限

10月9日(水)

※全日程の講習終了後、検定を行い合格者に「赤十字救急法救急員認定証」を交付します。（認定証は5年間有効）

申込先・問い合わせ

町福祉課福祉・子育てグループ内（日赤栗山町区分事務局）
 ☎ 2222
 FAX 2266

赤十字幼児安全法支援員養成講習会

幼児期に起こりやすい事故や病気について知識を深め、子どもの安全と事故防止についての講習を行います。

※終了時に講習会受講証を発行します。

日時

9月29日(日)、10月6日(日) 午前9時～午後5時

※開催日の1週間前まで受け付けます。

場所

栗山赤十字病院 2階会議室

受講料

1800円

問い合わせ

栗山赤十字病院 成田
 ☎ 1015

危険物取扱者保安講習

日程

岩見沢市 10月1日(火)
 札幌市 10月8日(火)
 12月5日(木)

場所

岩見沢市 岩見沢地区消防事務組合 消防署庁舎
 札幌市 北海道自治労会館

受講対象

試験

令和元年度後期技能検定試験

受付期間 10月7日(月)～18日(金)

等級

1～3級、単一等級

実施職種

配管、鉄筋施工、建築大工など

受検資格

各職種とも所定の実務経験などが必要
 ※経験年数の短縮・免除および実施職種、受検手数料など、詳しくはお問い合わせください

相談

無料法律相談

9月20日(金)

午後1時～4時

場所

総合福祉センター「しゃるる」

内容

札幌弁護士会所属弁護士による30分程度の法律相談

申込方法

事前に電話で予約

相談料

無料（定員6人）

申込先・問い合わせ

町社会福祉協議会
 ☎ 1322